参考資料３

要配慮者の避難生活の支援

指定福祉避難所制度について

令和７年５月

枚方市　健康福祉部　健康福祉政策課

枚方市の状況

○ 災害時に支援が必要な要配慮者数：約16,000人（災害対策基本法に定める「避難行動要支援者名簿」に登載されている人数）

○ 市内のトリアージ型指定福祉避難所数：25か所（民営：（高齢者施設）18か所、（障害者施設）5か所　／　直営：2か所）

	区分	対象	施設名
1	民営	高齢	特別養護老人ホーム里仁館
2	民営	高齢	特別養護老人ホームしらかばホール
3	民営	高齢	特別養護老人ホームサール・ナート
4	民営	高齢	特別養護老人ホーム香里美来
5	民営	高齢	ひらかた聖徳園
6	民営	高齢	特別養護老人ホームうぐいすの里
7	民営	高齢	ピープルハウス枚方
8	民営	高齢	アイリス
9	民営	高齢	特別養護老人ホーム夢心
10	民営	高齢	特別養護老人ホーム美郷
11	民営	高齢	特別養護老人ホーム安心苑
12	民営	高齢	特別養護老人ホームいこいの里
13	民営	高齢	特別養護老人ホーム悠々の苑
14	民営	高齢	枚方市立特別養護老人ホーム
15	民営	高齢	特別養護老人ホーム御殿山カーム
16	民営	高齢	小規模特別養護老人ホームくずは美郷
17	民営	高齢	小規模特別養護老人ホームのぞみ
18	民営	高齢	特別養護老人ホーム　津田荘

	区分	対象	施設名
1	民営	障害	障害者支援施設　わらしべ園
2	民営	障害	障害者支援施設　第２わらしべ園
3	民営	障害	障害者支援施設　津田療護園
4	民営	障害	医療型障害児入所施設・療養介護事業所　枚方総合発達医療センター
5	民営	障害	ひらかた　くすの木

	区分	施設名
1	直営	枚方市総合福祉会館
2	直営	枚方市総合福祉センター

■ 令和3年5月　災害対策基本法施行規則を改正、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改定

○ **「指定福祉避難所の指定及びその受け入れ対象者の公示」の促進**

・これまでの災害で「どの被災者を福祉避難所へ避難させるかの判断が難しかった」「受入れを想定していない被災者が避難してくることを懸念し、指定福祉避難所の確保や周知が進められない」等の声があった。

⇒指定福祉避難所の受け入れ対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設として、指定の際に公示できる制度が創設される。

○ **「指定福祉避難所への直接の避難」の促進**

・これまでの災害で、自身の障害特性などから避難行動にためらいを感じ、一般の避難所へ避難することができなかった方がいた。

・要配慮者にとって、一般の避難所より専門的な支援や援護ができる指定福祉避難所へ当初から避難できることは有効。

⇒事前に指定福祉避難所ごとに受け入れ対象者を調整し、要配慮者が日頃から利用している施設への直接の避難を促進する。

■ 令和5年6月　地方自治法第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言を通知

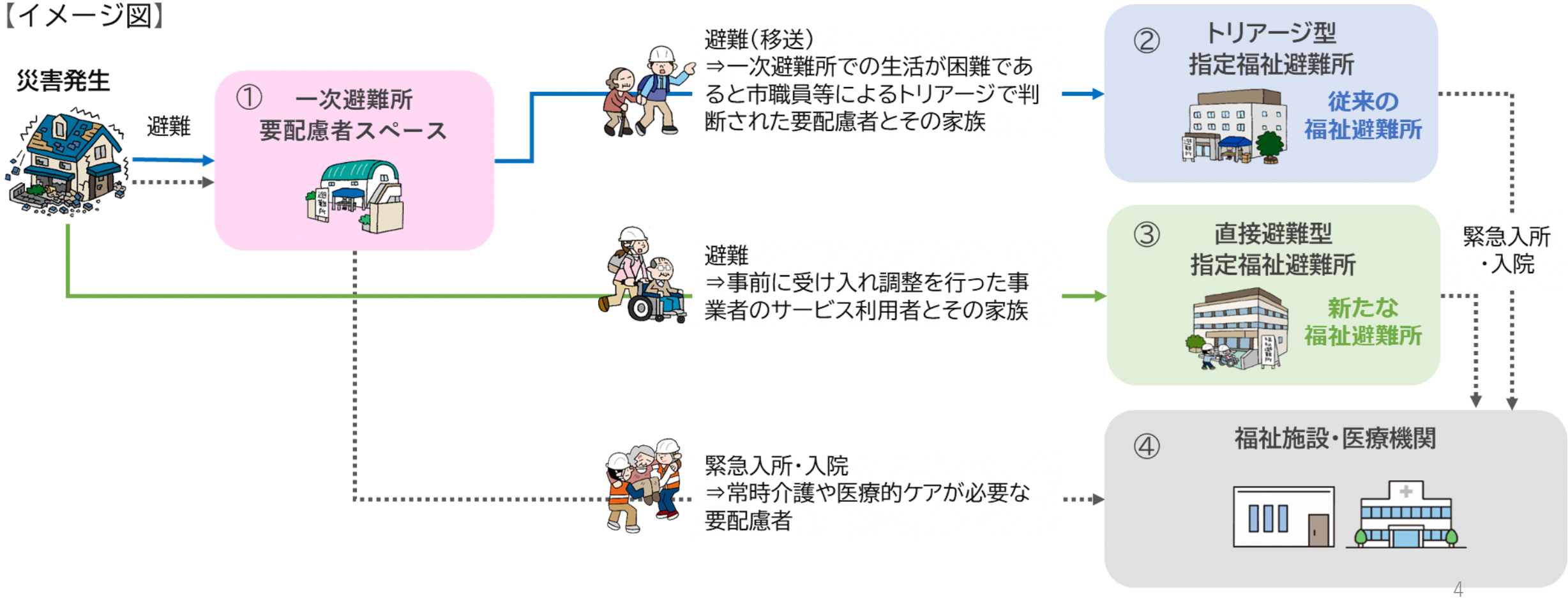
○ **「指定福祉避難所として指定及び公示を検討」することの呼びかけ**

・福祉避難所が指定避難所として公示されると、受け入れを想定していない被災者等が避難してくることを懸念し、指定してこなかった施設があることから、受入対象者の特定に関する制度を説明する等して、指定福祉避難所の一層の指定を進められたいとする。

枚方市の福祉避難所制度

要配慮者の避難先として、①一次避難所に整備されている「要配慮者スペース」のほか、②一次避難所での生活が困難であると市職員等によるトリアージ（振り分け）で判断された要配慮者とその家族が避難する「**トリアージ（振り分け）型 指定福祉避難所**」、③災害発生後、事前に受け入れ調整を行った事業者のサービス利用者とその家族が直接避難する「**直接避難型 指定福祉避難所（令和7年4月以降整備に努める）**」、④常時介護や医療的ケアの必要な要配慮者に対しては、緊急入所、緊急ショートステイ、医療機関などを想定し、要配慮者それぞれの状態や特性にあった避難先を確保します。

【イメージ図】



各福祉避難所の指定基準・指定要件

指定福祉避難所の指定にあたっては、災害対策基本法の基準を踏まえて市で定めた指定要件を満たす施設を指定します。

指定基準（内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」より）

① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。【令20条の６第１号】

② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。【令20条の６第２号】

③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。【令20条の６第３号】

④ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。【令20条の６第４号】

⑤ 要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について以下の基準に適合するものであること。【令20条の６第５号】

ⅰ 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。【規則１条の９第１号】

ⅱ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。【規則１条の９第２号】

ⅲ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。【規則１条の９第３号】

指定要件（枚方市）

その１．施設自体の安全性が確保されていること

・耐震性が確保されていること。［地震］

・原則として、土砂災害特別警戒区域外であること。［土砂災害］

・浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。［水害］

・近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。

その２．施設内における要配慮者の安全性が確保されていること

・原則として、バリアフリー化されていること。

（スロープ設置等により要配慮者の安全性が確保できる場合も含む）

（要配慮者の特性によっては必ずしもバリアフリー化されている必要はなく、その特性に応じた安全性が確保されていること）

その３．要配慮者の避難スペースが確保できること

・要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保できること。

（要配慮者及びその家族（1名）を想定し、１組あたり４㎡程度とする）

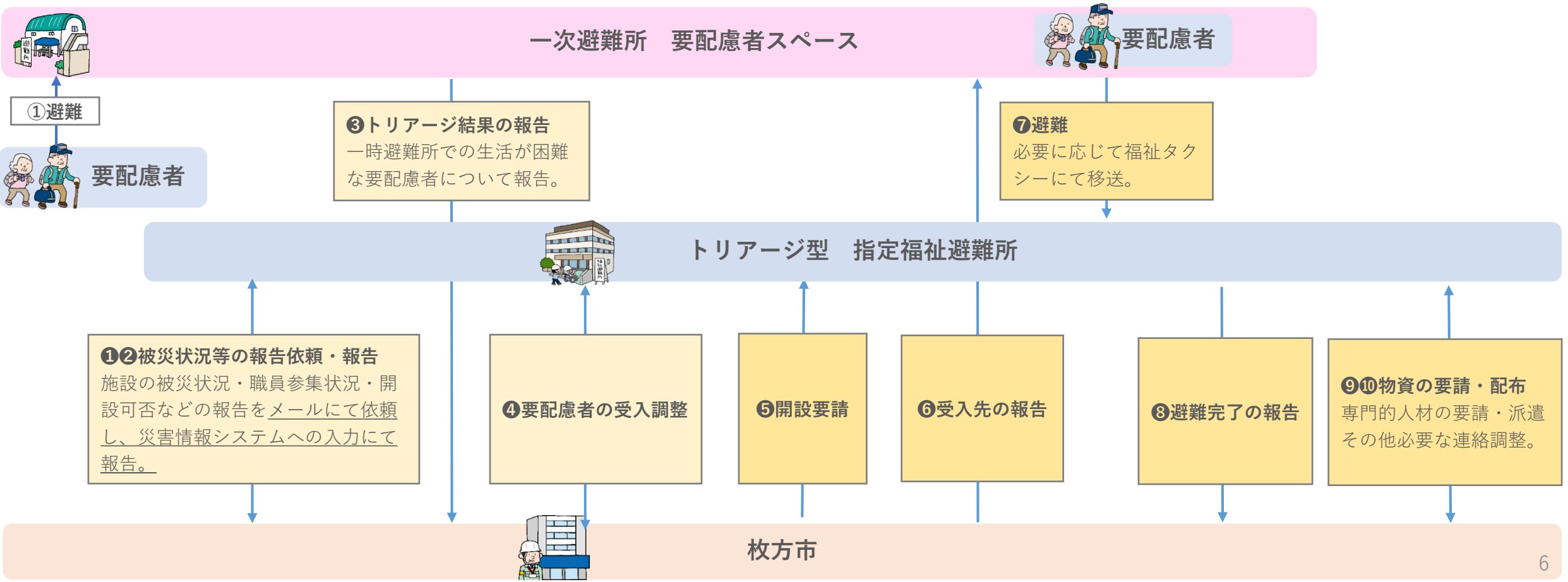
「トリアージ型　指定福祉避難所」の開設・運営の流れ　【風水害等・地震（共通）】

一次避難所 要配慮者スペースの開設

市は、災害が発生し、又は災害発生の恐れがある場合、その状況を判断して指定する第１次避難所のうちから開設する指定避難所を選定し、開設します。

トリアージ型 指定福祉避難所の開設

市は、トリアージ型指定福祉避難所の開設が必要だと判断した場合（一次避難所での生活が困難になった要配慮者が出た場合）、事前に情報収集を行った施設の被災状況や職員の参集状況、開設可否等を踏まえ、施設に開設を要請します。



「直接避難型 指定福祉避難所」の開設・運営の流れ　【風水害等】

<u>直接避難型 指定福祉避難所の開設</u>

市は、直接避難型指定福祉避難所の開設が必要だと判断した場合（市域に「高齢者等避難」以上の避難情報を出す場合など）、川の氾濫予測や浸水想定区域内に住んでいる受入対象者はいるか、また、その受入対象施設の安全性などを勘案し、施設に開設を要請します。



受け入れ対象者

❷避難意向確認

❺避難所開設のお知らせ

❻避難

❽備蓄物資の配布



直接避難型　指定福祉避難所

❶福祉避難所開設の可能性について事前周知及び対象者への避難意向確認の実施依（メールにて依頼）

❸避難意向確認結果の報告（災害情報システムへの入力にて報告）

❹開設要請

❼避難完了の報告

❾❿物資の要請・配布（<u>4日目</u>以降）
その他必要な連絡調整



枚方市

「直接避難型 指定福祉避難所」の開設・運営の流れ　【震度５強以下の地震】

直接避難型 指定福祉避難所の開設

市は、直接避難型指定福祉避難所の開設が必要だと判断した場合、事前に情報収集を行った施設の被災状況や職員の参集状況、開設可否等を踏まえ、施設に開設を要請します。



受け入れ対象者

❷安否確認

❺避難所開設のお知らせ

❻避難

❽備蓄物資の配布



直接避難型　指定福祉避難所

❶被災状況等の報告依頼
施設の被災状況・職員参集状況・開設可否・安否確認結果などの報告をメールにて依頼。

❸被災状況等の報告
施設の被災状況・職員参集状況・開設可否・安否確認結果などを災害情報システムへの入力にて報告。

❹開設要請

❼避難完了の報告

❾❿物資の要請・配布
（4日目以降）
その他必要な連絡調整



枚方市

「直接避難型 指定福祉避難所」の開設・運営の流れ　【震度６弱以上の地震】

直接避難型 指定福祉避難所の開設

市は、市域で震度６弱以上を観測した場合、すべての直接避難型指定福祉避難所を開設します（自動開設）。
施設の被災状況や職員の参集状況等により開設できない場合は、施設から対象者へ一次避難所への避難を案内してください。



震度６弱以上の
地震発生



受け入れ対象者

❷安否確認・避難の意向確認
施設の被災状況や職員の参集状況等により開設できない場合は、施設から対象者へ一次避難所への避難を案内する。

❹避難

❻備蓄物資の配布



❶自動開設

直接避難型　指定福祉避難所

❸被災状況・開設状況等の報告
施設の被災状況・職員参集状況・開設の可否・安否確認結果などを災害情報システムへの入力にて報告。

❺避難完了の報告

❼❽物資の要請・配布
（4日目以降）
その他必要な連絡調整



枚方市

指定福祉避難所の主な違い

	 トリアージ型 指定福祉避難所	 直接避難型 指定福祉避難所
受け入れ対象者	一次避難所での生活が困難であると市職員等によるトリアージ（振り分け）で判断された要配慮者とその家族	事前に受け入れ調整を行った事業者のサービス利用者とその家族
開設のタイミング	【風水害等及び地震が発生した場合】 市がトリアージ型指定福祉避難所の開設が必要だと判断し、施設に開設の要請をした場合 例：一次避難所での生活が困難になった要配慮者が出た場合など	【風水害等の場合】 市が直接避難型指定福祉避難所の開設が必要だと判断し、施設に開設の要請をした場合 例：市域に「高齢者等避難」以上の避難情報を出す場合 【市域で震度５強以下を観測した場合】 市が直接避難型指定福祉避難所の開設が必要だと判断し、施設に開設の要請をした場合 【市域で震度６弱以上を観測した場合】 すべての直接避難型指定福祉避難所を直ちに開設
物資の備蓄	備蓄なし ※開設にあわせて、必要に応じて枚方市が指定する場所にて配布	備蓄あり ※あらかじめ特定した受け入れ対象者に必要な物資（食料・飲料水等）の３日分を備蓄【備蓄物資購入の補助制度あり】
避難所運営費用	避難所の開設及び管理運営に要する費用については、災害救助法等関連法令等及び予算の定めるところにより、枚方市が実費負担	避難所の開設及び管理運営に要する費用については、災害救助法等関連法令等及び予算の定めるところにより、枚方市が実費負担

指定福祉避難所の主な違い

※異なる内容は**太字**で記載

		 トリアージ型 指定福祉避難所	 直接避難型 指定福祉避難所
主な役割	**平常時**	①利用者、家族及び職員等への理解促進 ②職員の非常参集体制・市との連絡体制の整理 ③避難所開設時の施設内レイアウトの整理 ④避難所開設訓練の実施・マニュアルの整備	**①直接避難の受け入れ対象者の調整・報告** **②受け入れ対象者との安否確認・避難方法の確認・共有** ③利用者、家族及び職員等への理解促進 ④職員の非常参集体制・市との連絡体制の整理 ⑤避難所開設時の施設内レイアウトの整理 **⑥食料・飲料水等の備蓄物資及び避難所用機材の整備・保管** ⑦避難所開設訓練の実施・マニュアルの整備

指定福祉避難所の主な違い

※異なる内容は**太字**で記載

		 トリアージ型 指定福祉避難所	 直接避難型 指定福祉避難所		
主な役割	災害時	【風水害等及び地震が発生した場合】 **①（市からの報告依頼を受けて）市への施設の被災状況・職員の参集状況・開設可否等の報告** **②要配慮者の受入調整** ③（市からの開設要請を受けて）避難者の受け入れ・避難の協力 ④避難者の避難完了の報告 ⑤避難所の管理・運営 ⑥施設での避難者支援の協力 ⑦避難所運営費用の整理・請求	【風水害等の場合】 **①（市からの報告依頼を受けて）市への受け入れ対象者の避難意向確認結果の報告** **②（市からの開設要請を受けて）受け入れ対象者への避難所開設のお知らせ** ③避難者の受け入れ・避難の協力 ④避難者の避難完了の報告 ⑤避難所の管理・運営 ⑥施設での避難者支援 ⑦避難所運営費用の整理・請求	【市域で震度５強以下を観測した場合】 **①（市からの報告依頼を受けて）市への施設の被災状況・職員の参集状況・開設可否及び安否確認の実施結果の報告** **②（市からの開設要請を受けて）受け入れ対象者への避難所開設のお知らせ** ③避難者の受け入れ・避難の協力 ④避難者の避難完了の報告 ⑤避難所の管理・運営 ⑥施設での避難者支援 ⑦避難所運営費用の整理・請求	【市域で震度６弱以上を観測した場合】 **①受け入れ対象者への安否確認（開設有無のお知らせ・避難の意向確認含む）の実施** **②市への施設の被災状況・職員の参集状況・開設の有無及び安否確認の実施結果の報告** ③避難者の受け入れ・避難の協力 ④避難者の避難完了の報告 ⑤避難所の管理・運営 ⑥施設での避難者支援 ⑦避難所運営費用の整理・請求



【平常時】主な役割（「トリアージ型　指定福祉避難所」の場合）

		内容	詳細
トリアージ型指定福祉避難所	平常時	①利用者及び職員等への理解促進	施設が一次避難所での生活が困難であると市職員等によるトリアージ（振り分け）で判断された要配慮者とその家族が避難する指定福祉避難所であることを、利用者や家族、近隣住民などに対して理解を求めるために周知・説明を行うこと。また、施設において、災害時に円滑に福祉避難所が開設できるように、福祉避難所の趣旨や職員の役割などについて、平常時から職員の理解を深めること。
		②職員の非常参集体制・市との連絡体制の整理	避難所を開設・運営する場合の職員の参集の考え方と配置及び運営体制について検討し、市との連絡・調整を行う窓口となる担当者を決定すること。また、災害時において市との主な連絡ツールとなる災害情報システムをスムーズに使用できるように、平常時から使用方法を確認すること。
		③避難所開設時の施設内レイアウトの整理	要配慮者及びその家族（１名）を想定して１組あたり４㎡程度とし、避難者が移動しやすい、過ごしやすいレイアウトになるように検討を行うこと。
		④福祉避難所開設訓練の実施・マニュアルの整備	福祉避難所開設訓練を行うこと。また、訓練実施後には、運営体制やマニュアル等を検証し、改善・充実を図ること。



【災害時】主な役割（「トリアージ型　指定福祉避難所」の場合）

		内容	詳細
トリアージ型指定福祉避難所	災害時	①（市からの報告依頼を受けて）市への施設の被災状況・職員の参集状況・開設可否の確認結果の報告	市から施設の被災状況・職員の参集状況・開設可否について報告依頼があった場合、建物の被災状況やライフラインの使用可否等の施設の安全性、避難所の管理・運営及び避難者への支援に必要な職員体制の確認の上、避難所の開設の可否を判断し、市に報告すること。
		③要配慮者の受入調整	市から一次避難所での生活が困難な要配慮者の受入要請があった場合、要配慮者の状態を確認の上、受け入れ可否を報告すること。
		④（市からの開設要請を受けて）避難者の受け入れ・避難の協力	受け入れ調整を行った要配慮者の受け入れを行い、一次避難所からの避難が困難な要配慮者がいた場合は、避難の支援にできる限り協力すること。
		⑤避難者の避難完了の報告	避難者の避難完了後、速やかに市に報告すること。
		⑥避難所の管理・運営	外部機関との連絡調整、避難者名簿等の必要書類の整備・管理、ボランティアの派遣依頼、施設管理（施設内の清掃、衛生管理、危険個所への応急処置）、その他福祉避難の管理・運営に必要な業務を行うこと。
		⑦施設での避難者支援の協力	食事や物資の提供を行うこと。また、生活相談・在宅福祉サービス等の提供、その他避難者への支援に必要な支援を協力すること。
		⑧避難所運営費用の整理・請求	避難所運営に要した経費を整理し、市に請求すること。



【平常時】主な役割（「直接避難型 指定福祉避難所」の場合）

		内容	詳細
直接避難型指定福祉避難所	平常時	①直接避難の受け入れ対象者の調整・報告	施設にて受け入れ対象者の選定を行い、対象者本人及びその家族の意向を確認の上、対象者の決定を行うこと。また、受け入れ対象者の決定後、すみやかに市へ報告すること。
		②利用者、家族及び職員等への理解促進	施設が事前に受け入れ調整を行った事業者のサービス利用者とその家族指定福祉避難所であることを利用者や家族、近隣住民などに対して理解を求めるために周知・説明を行うこと。また、施設において、災害時に円滑に福祉避難所が開設できるように、福祉避難所の趣旨や職員の役割などについて、平常時から職員の理解を深めること。
		③受け入れ対象者との安否確認・避難方法の確認・共有	受入れ対象者本人とその家族に、災害時における安否確認及び避難方法の確認を行い、相互に認識を合わせておくこと。
		④職員の非常参集体制・市との連絡体制の整理	避難所を開設・運営する場合の職員の参集の考え方と配置及び運営体制について検討し、市との連絡・調整を行う窓口となる担当者を決定すること。また、災害時において市との主な連絡ツールとなる災害情報システムをスムーズに使用できるように、平常時から使用方法を確認すること。
		⑤避難所開設時の施設内レイアウトの整理	要配慮者及びその家族（１名）を想定して１組あたり４㎡程度とし、避難者が移動しやすい、過ごしやすいレイアウトになるように検討を行うこと。
		⑥食料・飲料水等の備蓄物資及び避難所用機材の整備・保管	避難所の開設・運営にあたり必要な食料・飲料水等の備蓄物資及び機材を購入し、適切に管理すること。（購入にあたっては補助金制度あり）
		⑦福祉避難所開設訓練の実施・マニュアルの整備	福祉避難所開設訓練を行うこと。また、訓練実施後には、運営体制やマニュアル等を検証し、改善・充実を図ること。



【災害時（風水害等）】主な役割（「直接避難型　指定福祉避難所」の場合）

		内容	詳細
直接避難型指定福祉避難所	災害時【風水害等】	①（市からの報告依頼を受けて）市への避難の意向確認結果の報告	市から施設へ福祉避難所の開設の可能性があることの通知及び受け入れ対象者への避難意向の確認依頼があった場合、当該災害の避難対象となる受け入れ対象者に対して避難所への避難意向を確認し、速やかに市に報告すること。
		②（市からの開設要請を受けて）受け入れ対象者への避難所開設のお知らせ	市からの開設要請後、速やかに避難所を開設し、当該災害の避難対象となる受け入れ対象者に避難所を開設した旨のお知らせをすること。
		③避難者の受け入れ・避難の協力	安否確認の際に避難の意向があった受け入れ対象者の受け入れを行い、自宅等からの避難が困難な要配慮者がいた場合は、避難の支援にできる限り協力すること。
		④避難者の避難完了の報告	避難者の避難完了後、速やかに市に報告すること。
		⑤避難所の管理・運営	外部機関との連絡調整、避難者名簿等の必要書類の整備・管理、ボランティアの派遣依頼、施設管理（施設内の清掃、衛生管理、危険個所への応急処置）、その他福祉避難の管理・運営に必要な業務を行うこと。
		⑥施設での避難者支援	食事や物資の提供、生活相談・在宅福祉サービス等の提供、その他避難者への支援に必要な支援を行うこと。
		⑦避難所運営費用の整理・請求	避難所運営に要した経費を整理し、市に請求すること。



【災害時（市域で震度５強以下を観測した場合）】主な役割（「直接避難型　指定福祉避難所」の場合）

		内容	詳細
直接避難型指定福祉避難所	災害時【市域で震度５強以下を観測した場合】	①（市からの報告依頼を受けて）市への施設の被災状況・職員の参集状況・開設可否及び安否確認の実施結果の報告	市から施設の被災状況・職員の参集状況・開設可否について報告依頼があった場合、建物の被災状況やライフラインの使用可否等の施設の安全性、避難所の管理・運営及び避難者への支援に必要な職員体制の確認の上、避難所の開設の可否を判断し、市に報告すること。また、受け入れ対象者への安否確認の実施結果についても、あわせて報告すること。
		②（市からの開設要請を受けて）受け入れ対象者への避難所開設のお知らせ	市からの開設要請後、速やかに避難所を開設し、当該災害の避難対象となる受け入れ対象者に避難所を開設した旨のお知らせをすること。
		③避難者の受け入れ・避難の協力	安否確認の際に避難の意向があった受け入れ対象者の受け入れを行い、自宅等からの避難が困難な要配慮者がいた場合は、避難の支援にできる限り協力すること。
		④避難者の避難完了の報告	避難者の避難完了後、速やかに市に報告すること。
		⑤避難所の管理・運営	外部機関との連絡調整、避難者名簿等の必要書類の整備・管理、ボランティアの派遣依頼、施設管理（施設内の清掃、衛生管理、危険個所への応急処置）、その他福祉避難の管理・運営に必要な業務を行うこと。
		⑥施設での避難者支援	食事や物資の提供、生活相談・在宅福祉サービス等の提供、その他避難者への支援に必要な支援を行うこと。
		⑦避難所運営費用の整理・請求	避難所運営に要した経費を整理し、市に請求すること。

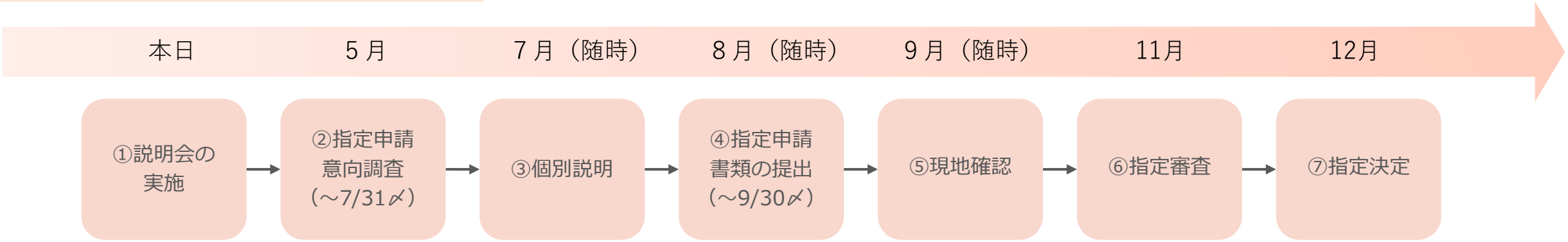


【災害時（市域で震度６強以上を観測した場合）】主な役割（「直接避難型　指定福祉避難所」の場合）

		内容	詳細
直接避難型指定福祉避難所	災害時【市域で震度6弱以上を観測した場合】	①受け入れ対象者への安否確認の実施（開設有無のお知らせ・避難の意向確認含む）	直ちに受け入れ対象者への安否確認を行い、避難の意向を確認すること。
		②市への施設の被災状況・職員の参集状況・開設有無及び安否確認の実施結果の報告	建物の被災状況やライフラインの使用可否等の施設の安全性、避難所の管理・運営及び避難者への支援に必要な職員体制の確認の上、避難所の開設の可否を判断し、市に報告すること。また、受け入れ対象者への安否確認の実施結果についても、あわせて報告すること。
		③避難者の受け入れ・避難の協力	安否確認の際に避難の意向があった受け入れ対象者の受け入れを行い、自宅等からの避難が困難な要配慮者がいた場合は、避難の支援にできる限り協力すること。
		④避難者の避難完了の報告	避難者の避難完了後、速やかに市に報告すること。
		⑤避難所の管理・運営	外部機関との連絡調整、避難者名簿等の必要書類の整備・管理、ボランティアの派遣依頼、施設管理（施設内の清掃、衛生管理、危険個所への応急処置）、その他福祉避難の管理・運営に必要な業務を行うこと。
		⑥施設での避難者支援	食事や物資の提供、生活相談・在宅福祉サービス等の提供、その他避難者への支援に必要な支援を行うこと。
		⑦避難所運営費用の整理・請求	避難所運営に要した経費を整理し、市に請求すること。

各福祉避難所の指定申請の流れ

※下記スケジュールを基本としますが、**指定申請は随時受付**し、 その後の手続きも個別に調整・対応します。



① 福祉避難所制度に関する説明会を実施します。
② 各指定福祉避難所の指定申請に関する意向調査を実施します。（回答期限は 7 /31（木））
③ ②で指定福祉避難所の申請に意向がある（もしくは関心がある）に回答した施設に対して、各指定福祉避難所の詳細を個別に説明します。
④ ❶指定福祉避難所指定申請書❷施設図面❸指定要件（耐震性・耐火構造等）を確認できる書類❹その他指定申請に必要な書類を市に提出します。（提出期限は 9 /30（火））
⑤ 施設に現地確認を行います。
⑥ 指定申請書類や現地確認の内容をもとに、市の内部で指定審査を行います。
⑦ 施設に指定決定通知書を送付します。（指定決定後、 10・12ページに記載されている「各福祉避難所の平常時における役割」を確認の上、速やかに取り組んでください。）

備蓄物資購入等補助金の概要

直接避難型指定福祉避難所を運営する法人に対して、直接避難対象者に適した食料、飲料水、毛布及び簡易トイレ等の3日分（原則5年以上の使用期限のもの）を備蓄するのに必要な費用、また直接避難対象者の受入に必要な備蓄物資・機材の費用を補助します。

補助内容　※基準額は、指定福祉避難所１か所あたりの金額（消費税等込み）

	基準額	対象経費
初度調弁費	850,000円（上限） ＋１人あたり3,000円上乗せ （付き添いの家族一人分も含む）	指定福祉避難所用備蓄物資・機材の購入経費
備蓄物資 更新費	１人あたり3,000円（上限）	備蓄物資の更新経費（原則として5年に一度）
備蓄物資 補充費	１人あたり3,000円（上限）	備蓄物資の補充経費（必要と認められる場合に限る）

（例）受け入れ対象者10名（介助者５名）を受け入れる場合の補助金の使い方（最大金額：850,000円+15名×3,000円＝895,000円）
⇒発電機：720,000円　＋　食事・飲料水：3,500円×15名＝52,500円　＋　毛布・トイレ：6,500円×15名＝97,500円＝870,000円

補助対象となる備蓄物資・機材の例

介護用品、衛生用品、生理用品、要配慮者に適した食料、飲料水、毛布、タオル、下着、衣類、電池、簡易トイレ、ベッド、担架、パーティション、車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等、マスク、消毒液、体温計、ベッド、パーティション等の衛生環境対策等として必要な物資、指定福祉避難所用物資・機材を備蓄・保管するための物置、保管庫、棚等